

## 津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 津島市地域福祉えがおのまち計画を策定するため、津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、津島市地域福祉えがおのまち計画とは、地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市が策定する計画）及び地域福祉活動計画（地域福祉を推進するため津島市社会福祉協議会が策定する計画）を一体的に策定するものをいう。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 高齢福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 障がい福祉関係者
- (7) 地域関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(幹事会)

第6条 委員会に、本計画の素案を検討するため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課の所属長及び担当課長により組織する。

3 幹事会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。

4 健康福祉部福祉課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 健康福祉部福祉課長は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

6 幹事会の運営に必要な事項は、健康福祉部福祉課長が委員長の同意を得て定める。

(専門部会)

第7条 幹事会に、本計画の素案を作成するため専門部会を置く。

2 専門部会は、前条第2項別表に掲げる課に属する職員から当該所属長及び担当課長の推薦する者をもって組織する。

3 専門部会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。

4 健康福祉部福祉課長は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 健康福祉部福祉課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

市長公室企画政策課

市長公室危機管理課

市民生活部市民協働課

市民生活部人権推進課

健康福祉部高齢介護課

健康福祉部子育て支援課

健康福祉部健康推進課

健康福祉部保険年金課

教育委員会学校教育課

教育委員会社会教育課